

「平成 24（2012）年版 広島県の男女共同参画に 関する年次報告」について

1 趣 旨

広島県男女共同参画推進条例（平成 13 年広島県条例第 42 号）第 12 条の規定による年次報告として、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、広く県民や事業者等に周知するため、公表する。

広島県男女共同参画推進条例

第 12 条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

2 目標値の達成に係る進行管理

広島県男女共同参画基本計画（第 3 次）（平成 23～27 年度）では、その推進状況を把握するため総括目標と 25 の個別目標を設定しており、年次報告でそのフォローアップを行っている。

○ 計画策定時の数値から進捗しているもの

（総括目標：1 項目／1 項目 個別目標：15 項目／25 項目）

【主なもの】

| 目 標 | | 計画策定時の数値 (年度) | 現況値 (年度) | 目標値 (年度) | <参考> 全国の状況 |
|----------|---------------------------------|------------------------------|-------------------------------|----------------------------|-------------------------------|
| 総括 目標 | 「社会全体における男女の地位」が平等だと感じる人の割合 | 女性 7.3% 男性 19.1% (H20) | 女性 10.8% 男性 20.5% (H23) | 計画策定時の 数値からの増加 (H27) | 女性 18.0% 男性 29.2% (H21) |
| 個別 目標 | 一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合 | 2.9% (H21) | 4.6% (H23) | 6.0% (H26) | — |
| | 男性の育児休業取得率 | 1.2% (H21) | 4.6% (H22) | 5.0% ※ (H24) | 2.63% (H22) |

※ 計画策定時の目標値（年度）は「全国平均以上（H24）」であったが、早期に目標達成したため、目標値を上方修正している。

○ 計画策定時の数値以下のもの

（個別目標：10 項目／25 項目） <現況値の更新のない2項目を含む。>

【主なもの】

| 目 標 | | 計画策定時の数値 (年度) | 現況値 (年度) | 目標値 (年度) | <参考> 全国の状況 |
|----------|--|------------------|----------------|----------------|----------------|
| 個別 目標 | 県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合 (法令等により構成員の職務分野が指定されている5審議会※を除く。) | 34.9% (H22) | 34.7% (H24) | 37.5% (H27) | 34.6% (H23) |

※ 5 審議会とは、広島県交通安全対策会議、広島県防災会議、広島県石油コンビナート等防災本部、広島県地方港湾審議会及び広島県国民保護協議会をいう。

3 構成等

本書は、第1部から第4部及び資料編により構成しており、第1部から第3部については、広島県男女共同参画基本計画（第3次）の施策の体系（環境づくり・人づくり・安心づくり）に沿って、取りまとめている。

平成24（2012）年版からは、事業推進に当たっての課題等について共通認識を持つようにするため、第2部において、過年度の男女共同参画の取組状況をより詳細に記載するとともに、目標値達成に向けた課題等についても新たに掲載することとした。

| 構成 | 項目 | 内 容 |
|-----|--|--|
| 第1部 | 広島県の男女共同参画の現状 | データから見た本県の現状について、グラフや表を用いて示すとともに、データ分析の内容や特徴を解説 |
| 第2部 | 平成23（2011）年度に県が実施した主な施策 | 広島県男女共同参画基本計画（第3次）に基づき、平成23（2011）年度に県が実施した主な施策についての実施状況及び今後の取組の方向性等を記載 |
| 第3部 | 平成24（2012）年度に県が実施しようとする施策 | 広島県男女共同参画基本計画（第3次）に基づき、平成24（2012）年度に県が実施しようとする施策について、事業概要、予算額及び担当機関を記載 |
| 第4部 | 市町の取組 | 市町における条例制定や男女共同参画基本計画策定の状況、男女共同参画の状況等を記載 |
| 資料編 | 広島県男女共同参画推進条例、広島県男女共同参画審議会、広島県男女共同参画施策推進協議会、広島県男女共同参画基本計画（第3次）（施策の体系）、相談機関・関係機関一覧、国内外の動き等を記載 | |

広島県男女共同参画基本計画（第3次）目標フォローアップ一覧

| | 計画策定時の数値 ^{注1} （年度） | 現況値 ^{注1} （年度） | 目標値（年度） |
|-----------------------------|--|---|--------------------------------------|
| 「社会全体における男女の地位」が平等だと感じる人の割合 | 女性 7.3% 男性 19.1% H 2 0 (2008) | 女性 10.8% 男性 20.5% H 2 3 (2011) | 計画策定時の 数値からの増加 H 2 7 (2015) |

環境づくり

| 指 標 名 | 計画策定時の数値 ^{注1} （年度） | 現況値 ^{注1} （年度） | 目標値（年度） |
|---|---|---|--|
| 1 働く場における男女共同参画の推進 | | | |
| (1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備 | | | |
| 参考 雇用者のうち「正規の職員・従業員」の割合 | 女性43.3% 男性72.7% H 1 9 (2007) | 女性43.3% 男性72.7% H 1 9 (2007) | |
| 参考 正社員等一般労働者において男性を100とした場合の女性の給与水準 | 72.5 H 2 2 (2010) | 71.9 H 2 3 (2011) | |
| 参考 女性管理職（課長相当職以上）を登用している県内事業所の割合 | 33.5% H 2 2 (2010) | 40.9% H 2 3 (2011) | |
| 参考 県管理職（課長相当職以上）のうち女性の占める割合 ^{注2} | 5.7% H 2 2 (2010) | 5.3% H 2 4 (2012) | |
| 参考 県内の小・中・高等学校、特別支援学校における管理職（校長、副校長・教頭）のうち女性の占める割合 | 校長23.0% 副校長・教頭24.3% H 2 2 (2010) | 校長23.4% 副校長・教頭24.1% H 2 3 (2011) | |
| (2) 仕事と家庭が両立できる環境の整備 | | | |
| 目標 一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合 | 2.9% H 2 1 (2009) | 4.6% H 2 3 (2011) | 6.0% H 2 6 (2014) |
| 目標 育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合 | 60.5% H 2 2 (2010) | 64.1% H 2 3 (2011) | 100% H 2 7 (2015) |
| 目標 男性の育児休業等促進宣言企業数 ^{注3} | — H 2 1 (2009) | 144企業 H 2 3 (2011) | 300企業 H 2 6 (2014) |
| 目標 男性の育児休業取得率 ^{注4} | 1.2% H 2 1 (2009) | 4.6% H 2 2 (2010) | 5% H 2 4 (2012) |
| 目標 県職員（男性）の育児休業取得率 ^{注5} | 8.8% H 2 1 (2009) | 6.6% H 2 2 (2010) | 10.0% H 2 6 (2014) |
| 目標 ファミリー・サポート・センター実施か所数 | 16か所 H 2 1 (2009) | 18か所 H 2 3 (2011) | 20か所 H 2 6 (2014) |
| 目標 保育所待機児童数 ^{注2} | 113人 H 2 1 (2009) | 335人 H 2 4 (2012) | 0人 H 2 6 (2014) |
| 目標 延長保育実施か所数 | 386か所 H 2 1 (2009) | 423か所 H 2 3 (2011) | 468か所 H 2 6 (2014) |
| 目標 病児・病後児保育実施か所数 | 29か所 H 2 1 (2009) | 32か所 H 2 3 (2011) | 45か所 H 2 6 (2014) |
| 目標 放課後児童対策未実施校区数 ^{注6} | 32校区 H 2 2 (2010) | 18校区 H 2 3 (2011) | 0校区 H 2 6 (2014) |
| 参考 女性の労働力率（30～34歳） | 63.9% H 1 7 (2005) | 68.1% H 2 2 (2010) | |
| 参考 年次有給休暇の1人当たりの取得日数 | 7.8日 H 2 2 (2010) | 7.3日 H 2 3 (2011) | |
| (4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進 | | | |
| 目標 農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数 (注) 農業委員、農業協同組合役員を対象 | 農業委員会 8 農業協同組合 3 H 2 2 (2010) | 農業委員会 5 農業協同組合 4 H 2 3 (2011) | 農業委員会、 農業協同組合とも0 H 2 7 (2015) |
| 参考 家族経営協定の締結数 | 97件 H 2 1 (2009) | 102件 H 2 2 (2010) | |
| (5) 女性の起業・経営活動に向けた環境整備 | | | |
| 参考 女性の参画により「6次産業化」等経営の多角化を進めている集落法人数 | 20法人 H 2 2 (2010) | 24法人 H 2 3 (2011) | |
| 2 地域社会活動における男女共同参画の推進 | | | |
| (1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進 | | | |
| 目標 県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合（全審議会） ^{注7} | 28.7% H 2 2 (2010) | 28.4% H 2 4 (2012) | 30% H 2 7 (2015) |
| 目標 県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合 (法令等により構成員の職務分野が指定されている5審議会 ^{注8} を除く。) ^{注7} | 34.9% H 2 2 (2010) | 34.7% H 2 4 (2012) | 37.5% H 2 7 (2015) |
| 目標 エソールひろしま大学（専科）修了生累計 | 52人 H 2 2 (2010) | 71人 H 2 3 (2011) | 166人 H 2 7 (2015) |
| 参考 県、市町の議員数（女性） | 県 3人 市町 48人 H 2 2 (2010) | 県 3人 市町 44人 H 2 3 (2011) | |
| 参考 自治会長に占める女性の割合 | 5.6% H 2 2 (2010) | 5.9% H 2 3 (2011) | |
| (2) 地域社会活動における男女共同参画の推進 | | | |
| 参考 NPO法人数（人口10万人当たり） | 21.0法人 H 2 1 (2009) | 25.2法人 H 2 3 (2011) | |

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

(3) 市町等との連携強化・取組支援

| | | | | | | | |
|----|------------------|------|---------------|------|---------------|-------|---------------|
| 目標 | 男女共同参画計画を策定した市町数 | 20市町 | H22 (2010) | 20市町 | H23 (2011) | 県内全市町 | H27 (2015) |
|----|------------------|------|---------------|------|---------------|-------|---------------|

人づくり

| 指 標 名 | 計画策定時の数値 ^{注1} (年度) | 現況値 ^{注1} (年度) | 目標値 (年度) | | | | |
|--------------------------------|------------------------------------|------------------------|---------------|--------------------|---------------|-------|---------------|
| 1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実 | | | | | | | |
| (1) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実 | | | | | | | |
| 目標 | エソールひろしま大学（基礎講座）男性受講者の割合 | 10% | H22 (2010) | 13.6% | H23 (2011) | 20% | H27 (2015) |
| 参考 | 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方に「賛成」という人の割合 | 女性41.6% 男性55.0% | H20 (2008) | 女性42.5% 男性50.3% | H23 (2011) | | |
| 2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実 | | | | | | | |
| (1) 男女共同参画を推進する教育の充実 | | | | | | | |
| 目標 | 最終学年生徒におけるインターンシップ体験生徒の割合（県立高校） | 30.3% | H21 (2009) | 32.2% | H23 (2011) | 40% | H26 (2014) |
| 3 家庭における男女共同参画の推進 | | | | | | | |
| (1) 家庭における男女共同参画を推進するための啓発の充実 | | | | | | | |
| 参考 | 男性が家事や育児、介護などに関わる時間（1日当たり） | 40分 | H18 (2006) | 40分 | H18 (2006) | | |
| (2) 家庭教育・子育て支援の充実 | | | | | | | |
| 目標 | 地域子育て支援拠点事業実施か所数 | 105か所 | H21 (2009) | 117か所 | H23 (2011) | 139か所 | H26 (2014) |

安心づくり

| 指 標 名 | 計画策定時の数値 ^{注1} (年度) | 現況値 ^{注1} (年度) | 目標値 (年度) | | | | |
|---|--|------------------------------|-----------------|------------------------------|-----------------|------------------------------|---------------|
| 1 生涯を通じた健康と自立の支援 | | | | | | | |
| (1) 生涯を通じた健康対策の推進 | | | | | | | |
| 目標 | 周産期母子医療センターが整備された二次保健医療圏域数 | 5圏域 | H21 (2009) | 5圏域 | H23 (2011) | 全圏域 (7圏域) | H26 (2014) |
| 目標 | 24時間小児救急医療体制が整備された二次保健医療圏域数 | 6圏域 | H21 (2009) | 5圏域 | H23 (2011) | 全圏域 (7圏域) | H26 (2014) |
| 参考 | 15～49歳女子人口10万人当たり産婦人科・産科従事医師数 | 41.5人 | H20 (2008) | 42.6人 | H22 (2010) | | |
| (2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援 | | | | | | | |
| 目標 | 平均自立期間（日常生活が要介護ではなく、自立して暮らせる生存期間の平均） | 65歳女性 20.54年 65歳男性 17.08年 | H20 (2008) | 65歳女性 20.75年 65歳男性 17.46年 | H22 (2010) | 65歳女性 20.99年 65歳男性 17.64年 | H24 (2012) |
| 目標 | 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）提供量 ^{注9} | 2,203人 | H22 (2010) | 2,907人 | H23 (2011) | 3,432人 | H26 (2014) |
| 目標 | 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（介護予防を含む。）定員数 ^{注9} | 4,856人 (見込) | H23 (2011) | 4,856人 (見込) | H23 (2011) | 5,742人 | H26 (2014) |
| 目標 | グループホーム・ケアホームサービス量（1か月分） ^{注10} | 1,155人 | H22 (2010) | 1,155人 | H22 (2010) | 1,864人 | H26 (2014) |
| 目標 | 消防団員のうち女性の占める割合 | 1.8% | H21 (2009) | 1.8% | H23 (2011) | 7.8% | H27 (2015) |
| 参考 | 65歳以上の「ボランティア活動」行動者率 | 30.5% | H18 (2006) | 30.5% | H18 (2006) | | |
| 参考 | 元気高齢者の割合 | 81.5% | H21 (2009) | 80.5% | H23 (2011) | | |
| 参考 | 障害者雇用率 | 1.83% | H22 (2010) | 1.77% | H23 (2011) | | |
| 2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進 | | | | | | | |
| (1) 配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進 | | | | | | | |
| 参考 | 子ども家庭センター等における女性に関する相談件数 | 6,442件 | H21 (2009) | 6,699件 | H23 (2011) | | |
| (2) セクシュアル・ハラスメント等女性に対するあらゆる暴力を防止するための取組の推進 | | | | | | | |
| 参考 | 性犯罪110番の受理件数 | 35件 | H21(2009) 年中 | 23件 | H23(2011) 年中 | | |
| 参考 | セクシュアル・ハラスメント被害を受けた女性の割合 | 9.4% | H20 (2008) | 8.7% | H23 (2011) | | |

(注1) 計画策定時の数値は、広島県男女共同参画基本計画（第3次）策定時（平成23(2011)年3月14日）の直近の数値であり、現況値は、平成23(2011)年度末までに更新された数値である。

(注2) 平成24(2012)年4月現在の現況値である。

(注3) 期間途中で目標の達成が見込まれるため、平成24(2012)年に目標値を上方修正している。

(注4) 期間途中で目標を達成したことから、平成24(2012)年に目標値を上方修正している。

(注5) 平成24(2012)年3月に「県職員の仕事と子育て両立支援プログラム」を改定したことから、目標年次を変更している。

(注6) 平成24(2012)年1月に「みんなで育てる子ども夢プラン」における指標名及び目標値を変更したことから、同様に変更している。

(注7) 平成24(2012)年6月現在の現況値である。

(注8) 5審議会とは、広島県交通安全対策会議、広島県防災会議、広島県石油コンビナート等防災本部、広島県地方港湾審議会及び広島県国民保護協議会をいう。

(注9) 平成24(2012)年3月に「第5期ひろしま高齢者プラン」を策定したことから、目標値（年次）を変更している。（計画策定時の数値も同プラン策定時の直近の数値である。）

(注10) 平成24(2012)年3月に「第3期広島県障害福祉計画」を策定したことから、目標値（年次）を変更している。（計画策定時の数値も同計画策定時の直近の数値である。）